

震災法律援助業務運営細則

第1章 通則

(目的)

第1条 この細則は、日本司法支援センター業務方法書（以下「業務方法書」という。）第83条の3第1項の規定に基づき、震災法律援助業務の運営に関する細則を定めることを目的とする。

(支部における規定の適用)

第1条の2 支部の業務において、この細則の規定に「地方事務所長」とあるのは、次の各号に掲げる場合を除き、「支部長」と読み替えるものとする。

- (1) 第3条第1項において、地方事務所長が、支部長が震災法律援助受任者等となる事件に対する決定及び決裁を行う場合
- (2) 第62条第1項に基づき、地方事務所長が震災法律相談担当者を指名して被災地出張所に駐在させる場合
- (3) 第62条第3項に基づき、地方事務所長が被災地出張所日当を支払う場合

(震災法律援助業務に関する決定等の権限)

第2条 震災法律援助業務に関する決定及び決裁（再審査に係るものを除く。以下、この条、次条及び第4条において同じ。）は、地方事務所長又は本部第一事業部長（以下「第一事業部長」という。）が行うものとする。

(地方事務所長が震災法律援助受任者等となる事件に対する決定等)

第3条 地方事務所長が震災法律援助受任者等となる事件に対する決定及び決裁は、当該地方事務所長が所属する地方事務所の副所長又は第一事業部長（当該事件の受任者等でない者に限る。）が行い、支部長が震災法律援助受任者等となる事件に対する決定及び決裁は当該支部長が所属する支部を管轄する地方事務所の地方事務所長又は第一事業部長（当該事件の受任者等でない者に限る。）が行うものとする。

2 地方事務所長若しくは副所長又は第一事業部長（以下「所長等」という。）は、震災代理援助又は震災書類作成援助（以下「震災代理援助等」という。）の申込者又は被援助者が、所長等の現に受任若しくは受託（以下「受任等」という。）している事件又は現に法律相談を受けている事件の相手方であるときは、これを知りながら、当該震災代理援助等に関する決定及び決裁に関与してはならない。この場合において、当該震災代理援助等に関する決定及び決裁は、震災代理援助等に係る事件の相手方から当該事件の受任等をせず、かつ当該事件について法律相談を受けていない所長等が行うものとする。

(決定等に関与した事件に関する書面等へのアクセス禁止等)

第4条 所長等は、次の各号に掲げる事由があるときは、当該震災法律援助に関する書面及び電磁的記録にアクセスしてはならない。

- (1) 前条第2項の規定により震災代理援助等に関する決定及び決裁に関与することができないとき
- (2) 所長等が決定又は決裁に関与した震災法律援助被援助者が、所長等の現に受任等をしている事件の相手方であることを所長等が知ったとき

2 前項各号に掲げる事由がある場合において、所長等は、当該震災法律援助に関して職務上知り得た情報を、自己が現に受任等をしている事件に利用してはならない。

(震災法律援助契約)

第5条 センターは、震災法律援助業務に精通した弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職（以下「弁護士・司法書士等」という。）と、震災法律援助契約を締結する。

- 2 センターが弁護士・司法書士等から、震災法律援助契約の申込みを受けたときは、申込みを受け付けた地方事務所長又は第一事業部長は、申込みの諾否を決定する。
- 3 センターは、震災法律援助契約の申込みを承諾したときは、弁護士・司法書士等と震災法律援助契約を締結する。
- 4 センターとの間で震災法律援助契約を締結した弁護士・司法書士等（以下「震災法律援助契約弁護士・司法書士等」という。）は、震災代理援助、震災書類作成援助、震災法律相談援助（第8条に定める全ての種類の震災法律相談援助）及び震災附帯援助に関し、弁護士法、司法書士法その他の法律により報酬を得て取り扱うことのできる他人の法律事務を取り扱うことができる。
- 5 センターは、弁護士会及び司法書士会その他の隣接法律専門職の団体に対し、震災法律援助契約弁護士・司法書士等を確保するための協力を求める。
- 6 センターは、センターの事務所所在地から遠距離の地域に事務所を置く弁護士・司法書士等と震災法律援助契約を締結するよう努める。

(震災法律援助の申込みと受付)

第6条 震災法律援助の申込みは、震災法律援助申込者の住所、居所又は勤務地が存在する都道府県内のセンターの事務所及び震災法律援助契約弁護士・司法書士等の事務所において受け付ける。ただし、以下の場所においても受け付けることができる。

- (1) 平成23年3月11日時点の住所、居所、又は営業所若しくは事務所の所在地がある都道府県内のセンターの事務所
- (2) 第25条第5項に定める震災持込案件においては、震災法律援助受任者等となることを承諾している者の事務所又は事件の土地管轄を有する裁判所が存在する都道府県内のセンターの事務所等

(震災法律援助の申込方法等)

第7条 震災法律援助の申込みは、センター所定の書面（以下「震災法律援助申込書」という。）により行うものとする。ただし、第10条に定めるテレビ電話等相談援助の申込みについては、

この限りではない。

- 2 震災法律援助申込者は、震災法律援助申込書を自ら記入し、前条に定める震災法律援助の申込場所に提出するものとする。ただし、震災法律援助申込者が、病気、障害その他の事由により、自ら記入することができないときは、他の者に記入させることができる。
- 3 震災法律援助申込者は、震災法律援助申込書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 氏名
 - (2) 平成23年3月11日時点の住所、居所、営業所又は事務所
 - (3) 前各号に定めるもののほか、センターが必要と認める事項

第2章 震災法律相談援助

(震災法律相談援助の実施場所)

第8条 業務方法書第3章の2第3節に規定する震災法律相談援助は、下記の各類型により実施する。

(1) 震災センター相談援助

センターの事務所、震災指定相談場所（被災者及び被災地の実情に配慮して、センターが、震災法律相談援助の継続的な実施場所として相当と認めて指定した場所をいう。なお、民事法律扶助業務における法律相談援助の指定相談場所は、原則として、震災指定相談場所とすることができる。）において実施する震災法律相談援助。なお、センターの事務所には、センターの被災地出張所（平成23年東日本大震災の被災者に対して法的サービスを提供するために、センターが設置する出張所をいう。）が震災法律相談援助を実施するために使用する自動車を含むものとする。

(2) 震災事務所相談援助

震災法律援助契約弁護士・司法書士等の事務所において実施する震災法律相談援助。

(3) 震災出張相談援助

第11条により実施する震災法律相談援助。

(4) 震災巡回相談援助

第12条により実施する震災法律相談援助。

(法律事務の受任等に関する原則)

第9条 震災法律相談担当者は、自らが法律相談援助を行った案件につき震災代理援助等の要件を充足する可能性があることと認め、かつ震災法律援助被援助者が震災代理援助等の利用を希望する場合は、同援助の申込みと震災個別契約の締結を前提としてこれを受任又は受託するよう努めなければならない。

(テレビ電話等相談援助の実施)

第10条 業務方法書第83条の10第2項に定める音声及び動画又は音声のみを電気通信回線で送受信する方法により行う震災法律相談援助（以下「テレビ電話等相談援助」という。）は、センターの事務所又はセンターがテレビ電話等相談援助の実施を相当と認める場所において

のみ実施することができる。

- 2 テレビ電話等相談援助の実施にあたっては、センターは、口頭により震災法律相談援助の申込みを受け付けることができる。
- 3 前項の場合においては、センターは、直接に又は震災法律相談担当者を通じて、震災法律援助申込者から、第7条第3項各号に掲げる事項を聴取し、これを震災法律援助申込書に記載する。
- 4 業務方法書第16条第2項の規定による音声及び動画又は音声のみを電気通信回線で送受信する方法による法的助言が実施されている期間においては、前3項の手続によるもののほか、同条第2項の理事長の決定に定める手続に従い第1項に規定するテレビ電話等相談援助を実施することができる。この場合においては、第15条第2項及び同条第6項中「署名を得る」とあるのは「署名を得る（業務方法書第16条第2項の理事長の決定でこれに代わる措置を定めた場合には、当該措置を講じることを含む。）」と読み替えるものとする。

（震災出張相談援助の実施）

第11条 センターは、被災者及び被災地の実情に配慮し、必要と認めるときは、震災法律相談援助申込者の住所、居所その他適宜の場所において、震災法律相談援助を実施することができる（以下「震災出張相談援助」という。）。

- 2 センターは、震災出張相談援助の申込みを受けたときは、震災法律援助申込書の提出を受け、又は電話等の適宜の方法によって震災法律相談申込案件の概要を聴取し、当該震災法律相談申込者の震災センター相談援助、震災事務所相談援助及び震災巡回相談援助へのアクセスの難易、事案の内容、出張に要する負担等を考慮して、震災出張相談援助の要否を判断するものとする。
- 3 センターは、震災法律援助契約弁護士・司法書士等の中から、震災出張相談援助の担当者を選任する。
- 4 センターは、震災出張相談援助を実施した場所が第42条から第44条までの規定により旅費及び宿泊費を支出する旨の決定をすることができる地であるときは、震災法律相談担当者に対し、同各条が定めるところにより算定した額の旅費及び宿泊費を別途支出することができる。

（震災巡回相談援助の実施）

第12条 センターは、被災者及び被災地の実情に配慮し、必要と認めるときは、地方公共団体等の施設に震災法律相談担当者を巡回させる等の方法により、震災法律相談援助を実施すること（以下「震災巡回相談援助」という）ができる。

- 2 センターは、震災巡回相談援助を実施した場所が第42条から第44条までの規定により旅費及び宿泊費を支出することができる地であるときは、震災法律相談担当者に対し、同各条の定める立替基準に従った旅費及び宿泊費を別途支出することができる。

（相談時間）

第13条 震災法律相談援助は、1件につき相談時間30分を目安とする。ただし、医事事件等の専門知見を要する事件については、1件につき30分を超えることができる。

- 2 震災センター相談援助、震災出張相談援助及び震災巡回相談援助は、原則として、震災法

律相談担当者の1日あたりの震災法律相談援助実施時間の合計が2時間以上である場合に実施する。

(震災簡易援助の要件・方法)

第14条 震災簡易援助とは、業務方法書第83条の31が読み替えて準用する業務方法書第17条に規定する援助として、震災法律相談担当者が震災法律相談援助の際に、簡易な法的文書（震災法律援助被援助者が持参した様式に必要な事項を書き込む場合のように、口頭の説明で足りるものを除く。以下同じ。）を作成し、震災法律援助被援助者に交付することをいう。

2 震災法律相談担当者は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす場合は、震災簡易援助を行うことができる。

- (1) 第13条に定める震災法律相談援助の相談時間内に文書を作成することができること。
- (2) 震災法律援助被援助者本人名義の簡易な法的文書を作成することが紛争の迅速かつ適正な解決に資する事案であること。
- (3) 簡易な法的文書を作成することについて、震災法律援助被援助者の同意があること。
- (4) 第16条第3項の規定によって震災法律援助被援助者が負担すべき費用が、直ちに震災法律相談担当者に対して支払われること、又は第16条第3項ただし書の規定によって震災法律援助被援助者が負担すべき費用が、センターに対して支払われる見込みがあること（第16条第4項の規定により震災簡易援助を実施した場合の費用の全額をセンターが震災法律相談担当者に支払う場合を除く。）。

3 震災簡易援助を行ったときは、震災法律相談担当者は、震災法律相談援助の終了後、速やかに、センターに対し、震災法律援助被援助者が文書を受領したことを確認する署名のある震災法律相談票及び震災簡易援助において作成した文書の写しを提出する。

4 センターは、震災法律援助被援助者に対し、前項の文書の作成について確認することができる。

(震災法律相談票等の作成と提出)

第15条 震災法律相談担当者は、震災センター相談援助を行ったときは、震災法律相談票を作成し、センターに対し、震災センター相談援助実施後、直ちに、震災法律援助申込書と共に提出するものとする。

2 震災法律相談担当者は、自らの事務所において震災法律相談援助を行ったときは、震災法律相談票を作成し、センターに対し、震災法律相談の実施の日から1か月以内に、震災法律援助申込書と共に提出するものとする。この場合においては、震災法律援助申込書に、震災法律援助被援助者が当該震災法律相談を受けたことを確認する震災法律援助被援助者の署名を得るものとし、当該署名を得ることができなかつたときは、その理由をセンターに申し出なければならない。

3 震災法律相談担当者は、震災巡回相談又は震災出張相談を行ったときは、震災法律相談票を作成し、センターに対し、震災法律相談援助の実施の日から1か月以内に、震災法律援助申込書と共に提出するものとする。

4 前各項の提出は、ファクシミリにより行うことができる（ただし、センターの事務所で震災法律相談援助を行った場合を除く。）。

5 震災法律相談担当者は、震災法律相談の実施の日から1か月以内に、センターに対し、震災法律援助申込書及び震災法律相談票（以下「震災法律相談票等」という）を提出しないときは、当該期限を経過した理由をセンターに申し出なければならない。

6 センターは、次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、当該震災法律相談援助の法律相談費を支払わない。

(1) 第2項に係る震災法律援助被援助者の署名を得ることができなかった場合において、その理由が合理的であると認められないとき又はその理由の申出がないとき。

(2) 震災法律相談担当者が第5項の期限内に震災法律相談票等を提出しない場合において、当該期限を経過した理由が合理的であると認められないとき又はその理由の申出がないとき。

（震災法律相談援助の法律相談費等）

第16条 業務方法書第83条の10第4項に基づき、震災法律相談担当者に対して支払う法律相談費は、別表1の1の基準の範囲内において、センターが定めた額とする。

2 センターは、震災出張相談援助又は震災巡回相談援助に携わった震災法律相談担当者に対し、別表1の2の基準の範囲内においてセンターが定めた出張手当を支払うことができる。

3 震災簡易援助を実施した場合の費用（以下「震災簡易援助費」という。）は、1通につき4,400円とし、うち2,200円の支払はセンターが当該震災法律相談担当者に対して行い、うち2,200円は震災法律援助被援助者が当該震災法律相談担当者に支払うよう、センターが震災法律援助被援助者に指示して行うものとする。ただし、当該震災法律相談担当者が業務方法書第83条の4第4号イ及び同条第5号イに定める震災法律援助契約弁護士・司法書士等であるときは、震災法律援助被援助者が支払うべき費用は震災法律援助被援助者からセンターに対して支払われるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、震災簡易援助を行った震災法律相談担当者が、センターに対し、震災法律援助被援助者が震災法律相談援助の実施時において生活保護法による保護を受けていることを証する書面を、震災法律相談票と共に提出したときは、前項に規定する震災簡易援助を実施した場合の費用の全額をセンターが当該震災法律相談担当者に対して支払う。

5 震災簡易援助費は、同一問題に関する震災法律相談援助について1通分を限度とする。ただし、地方事務所長は、複数の法的文書が作成された場合、その作成の難易及び必要性を考慮して2通分の費用を限度とすることができる。

6 センターは、法律相談が震災法律相談援助の要件及び民事法律扶助の法律相談援助の要件のいずれをも満たす場合においては、震災法律相談援助又は法律相談援助いずれか一方の法律相談費、旅費、宿泊費、出張手当及び待機謝金のみを支払う。法律相談の際に実施された簡易援助の費用についても、同様とする。

（待機謝金）

第17条 震災法律相談援助を予約制で実施している場合において、事前に予約をしていた震災法律援助申込者がいずれも来所等しなかったため、震災法律相談担当者が震災法律相談担当日に震災法律相談援助を行うことができなかったときは、センターは、その者に対し、別表1の3に定める基準の範囲内においてセンターが定めた待機謝金を支払うことができる。

(震災法律相談援助に伴う通訳サービスの提供)

第18条 センターは、震災法律相談援助を実効的に行うために、外国語等の通訳サービスの提供が必要かつ相当と認めるときは、この条の規定に従い、センターが委託した通訳人若しくは通訳サービス提供業者が指定した通訳人にこれを行わせ又は震災法律相談担当者が委託した通訳人の費用を支出することができる。ただし、震災法律援助被援助者が自ら適当な通訳人を確保できる場合又はセンター若しくは震災法律相談担当者において適当な通訳人に委託することが困難な場合は、この限りではない。

2 通訳サービスの提供に要する費用については、震災法律援助被援助者に負担させないものとする。

3 震災センター相談援助において通訳サービスを提供するときは、センターが、適当と認める通訳人又は通訳サービス提供業者が指定した通訳人に対し、通訳業務を委託する方法により行う。

4 震災事務所相談援助において通訳サービスを提供するときは、当該震災法律相談担当者が、適当と認める通訳人に対し、あらかじめ地方事務所長の承認を得て、通訳業務を委託する方法により提供する。

5 震災巡回相談援助及び震災出張相談援助において通訳サービスを提供するときは、第3項に定める方法又はセンターと震災法律相談援助の実施場所の管理者との契約に基づき、当該場所の管理者が適当と認める通訳人に対し、通訳業務を委託する方法により提供するものとする。

6 通訳料(交通費及び消費税を含む。)は、以下の基準によるものとする。

(1) 時間単位で支払う場合

通訳時間及び待機時間の合計につき、1時間当たり11,000円を上限とする。ただし、同一日における通訳料は、16,500円を上限とする。

(2) 件数単位で支払う場合

1件当たり11,000円を上限とする。ただし、同一日に同一場所で2件以上通訳サービスを提供した場合は16,500円を上限とする。

(3) 震災指定相談場所の管理者が通訳人に委託する方法で通訳サービスが提供された場合

当該場所の管理者が通訳人に支払う通訳料を、同管理者が実施する法律相談で通訳サービスが提供された件数と、震災法律相談援助で通訳サービスが提供された件数とで案分し、震災法律相談援助に割り付けられた金額とする。ただし、震災法律相談援助1件当たり11,000円を超えないものとする。

(4) 通訳サービス提供業者が指定した通訳人によるオンラインを用いた通訳サービスが提供された場合

センターが委託した通訳サービス提供業者が指定した通訳人によるオンラインを用いた通訳サービスが提供された場合の通訳料は、センターと通訳サービス提供業者との間で締結した(1)から(3)までの基準その他の事情を踏まえた契約条項に従うものとする。

7 震災センター相談援助又は震災巡回相談援助若しくは震災出張相談援助においてセンターが通訳人に通訳業務を委託し、又は震災事務所相談において法律相談担当者があらかじめ地

方事務所長の承認を得て通訳人に通訳業務を委託した場合で、かつ、震災法律相談援助を予約制で実施している場合において、事前に予約をしていた震災法律援助申込者がいずれも来所しなかったため、通訳人が震災法律相談予定日当日に全く通訳サービスを提供することができなかったときは、通訳人に対し、5,500円を上限とする待機謝金（交通費及び消費税を含む。）を支払う。

8 センターは、この条に定めるもののほか、震災法律相談援助に伴う通訳サービスの提供に関し、必要な事項について実施要領を定めることができる。

9 センターは、法律相談が震災法律相談援助の要件及び民事法律扶助の法律相談援助の要件のいずれをも満たす場合においては、震災法律相談援助又は法律相談援助いずれか一方の通訳料及び待機謝金のみを支払う。

（報告書未提出案件が一定件数を超えた場合の取扱い）

第18条の2 地方事務所長は、受任者等が業務方法書第46条若しくは第47条又は第83条の31において準用するこれらの規定に違反して報告書を提出していない援助案件（以下「報告書未提出案件」という。）の合計件数が、理事長が別に定める数に達したときは、当該受任者等である弁護士・司法書士等に、指定相談場所若しくはセンターの事務所又は法律相談援助の申込みがセンターに対して行われた場合の当該弁護士・司法書士等の事務所における法律相談援助を実施させないことができる。ただし、報告書未提出案件の合計件数が、理事長が別に定める数に達した後、当該弁護士・司法書士等から、報告書未提出案件に係る全ての報告書が提出され、かつ、地方事務所長が実施させないこととした法律相談援助を実施したい旨の申出があったときは、この限りでない。

2 法人の社員等（弁護士法人又は司法書士法人の社員又は使用人である弁護士又は司法書士をいう。以下、本項において同じ。）又は社員等であった者が受任者等である場合においては、前項の報告書未提出案件の合計件数は、次に掲げる数の合計とする。

(1) 当該社員等又は社員等であった者を受任者等とする報告書未提出案件の数

(2) 弁護士法人又は司法書士法人を受任者等とする報告書未提出案件のうち、当該社員等又は社員等であった者がその法律事務の取扱いを行った援助案件の数

第3章 震災代理援助等の申込み

第19条 削除

（世帯等集団単位の申込みの方法）

第20条 センターは、世帯等一定の集団（以下「集団」という。）単位で震災代理援助等の申込みを受けることを相当と認める場合において、集団単位の申込み用の震災法律援助申込書（以下「集団用震災法律援助申込書」という。）の提出を受ける方法により、震災代理援助等の申込みを受けることができる。なお、この場合も、震災代理援助等を申込んだ集団の構成員は、各人が、震災法律援助申込者、震災法律援助被援助者及び震災個別契約の当事者として、契約上の権利を有し義務を負う。

第4章 震災代理援助等の審査

(本部震災法律援助審査委員)

第21条 センターは、震災法律援助業務に関わる審査に関し、本部に震災法律援助審査委員（以下「本部震災法律援助審査委員」という。）を置く。

- 2 理事長は、法律と裁判に精通している者の中から、本部震災法律援助審査委員を選任し、その中から本部震災法律援助審査委員長及び本部震災法律援助審査副委員長を指名する。
- 3 本部震災法律援助審査委員長は、本部における本部震災法律援助審査委員の業務を統括する。本部震災法律援助審査副委員長は、本部震災法律援助審査委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 本部震災法律援助審査委員の任期は3年とする。ただし、任期の満了前に退任した本部震災法律援助審査委員の補欠として選任された本部震災法律援助審査委員の任期は、退任した本部震災法律援助審査委員の任期の満了する時までとする。
- 5 センターは、本部震災法律援助審査委員を再任することができる。

第22条 削除

(本部震災法律援助審査委員及び地方扶助審査委員による審査の方法)

第23条 地方事務所長は、業務方法書第83条の14第3項、第83条の21、第83条の22第3項、第83条の23第2項、第83条の24第2項、第83条の25、第83条の26第1項並びに第83条の27第1項及び第2項に規定する審査に付するときは、地方扶助審査委員の中から審査を担当する者（以下「震災法律援助担当審査委員」という。）1名を指名し、その審査に付する。

- 2 業務方法書第83条の14第3項に規定する審査に関し、地方扶助審査委員による審査（以下「地方震災法律援助審査」という。）が特に困難な場合等、センターが本部震災法律援助審査委員による審査（以下「本部震災法律援助審査」という。）を適当と認める場合は、第一事業部長は、本部震災法律援助審査委員の中から震災法律援助担当審査委員1名を指名し、その審査に付する。
- 3 前二項の審査は、書面により行う。
- 4 震災法律援助担当審査委員は、第1項又は第2項の審査において、震災法律援助被援助者から、震災代理援助等の対象手続に関わる事情を聴取し、又は聴取に代えて震災法律援助被援助者に書面の提出をさせることができる。
- 5 地方事務所長又は第一事業部長は、第1項又は第2項の審査において、業務方法書第83条の6各号等の援助要件該当性の判断が困難とされたときは、速やかに、本部震災法律援助審査委員又は地方扶助審査委員の中から震災法律援助担当審査委員2名を追加して指名し、当該審査に加える。この場合において、審査は、震災法律援助担当審査委員の過半数をもって決する。
- 6 第1項の規定により審査を行う場合において、必要があると認めるときは、第3項の規定にかかわらず、震災法律援助担当審査委員が震災法律援助申込者と面談し、震災代理援助等の対象手続に関わる事情を聴くことができる。

(面談審査に伴う通訳料の支出基準)

第23条の2 地方事務所長は、面談審査において外国語等の通訳サービスの提供が必要かつ相当と認めるときは、この条の規定に従い、センターが委託した通訳人にこれを行わせることができる。ただし、震災法律援助申込者等が自ら適当な通訳人を確保できる場合又はセンターにおいて適当な通訳人に委託することが困難な場合を除く。

2 通訳サービスの提供に要する費用については、震災法律援助申込者等に負担させないものとする。

3 通訳サービスを提供する場合は、センターが適当と認める通訳人に対し、通訳業務を委託する方法により行うものとする。

4 通訳料（交通費及び消費税を含む。）は、以下の基準によるものとする。

(1) 時間単位で支払う場合

通訳時間及び待機時間の合計につき、1時間当たり11,000円を上限とする。ただし、同一日における通訳料は、16,500円を上限とする。

(2) 件数単位で支払う場合

1件当たり11,000円を上限とする。ただし、同一日に同一場所で2件以上通訳サービスを提供した場合は16,500円を上限とする。

5 事前に面談審査を予定していた震災法律援助申込者等がいずれも来所しなかったため、通訳人が面談審査予定日当日に全く通訳サービスを提供することができなかった場合は、通訳人に対し、5,500円を上限とする待機謝金（交通費及び消費税を含む。）を支払う。

6 理事長は、この条に定めるもののほか、面談審査に伴う通訳サービスの提供に関し、必要な事項について実施要領を定めることができる。

（提出を求める資料）

第24条 センターは、震災代理援助等の審査に際し、震災法律援助申込者又は震災法律援助被援助者に対し、以下の各号に掲げる書類の提出を求める。

(1) 申込者を確認するための資料

ア 震災法律援助申込者が日本人である場合は、住民票の写し（本籍、筆頭者及び続柄の記載のあるもの）。

ただし、被災者及び被災地の実情に照らし、上記によることが困難な事情があるときは、困難な事情が解消次第できる限り速やかにこれを追完すること、又は震災法律援助申込者の住所又は居所及び本籍を確認できる他の書面の提出をもってこれに代えることができる。

イ 震災法律援助申込者が外国人である場合は、在留カード又はこれに代わる書面

(2) 平成23年3月11日時点の住所、居所、営業所又は事務所を疎明する書類

ただし、平成23年3月11日から震災法律援助の申込み時点の住民登録に変更がない場合は、前号の書類の提出をもってこれに代えることができる。

被災者及び被災地の実情に照らし、平成23年3月11日時点の住所、居所又は営業所若しくは事務所の所在地を疎明する書類を提出することが困難な事情があるときは、困難な事情が解消次第できる限り速やかにこれを追完すること、又は震災法律援助申込者の平成23年3月11日時点の住所、居所又は営業所若しくは事務所の所在地を確認できる他の書面の

提出をもってこれに代えることができる。

- センターは、必要があると認めるときは、震災法律援助申込者又は震災法律援助被援助者に対し、前項各号の資料の提出のほか、資料の提出又は説明を求めることができる。

(震災法律相談援助からの申込み)

第25条 震災法律相談担当者は、震災法律相談援助を実施した場合において、震災法律援助被援助者が震災代理援助等を希望するときは、震災法律援助申込案件の概要を記載した調書(以下「震災事件調書」という。)を作成しなければならないものとする。ただし、震災法律相談票がある場合には、これをもって事件調書に代えることができる。

- 震災法律相談担当者は、震災事件調書を作成したときは、震災法律援助被援助者から提出を受けた書面と併せてこれを地方事務所長に提出しなければならない。
- 地方事務所長は、震災法律援助申込書及び震災事件調書の提出を受けたときは、速やかに、震災申込案件を地方扶助審査委員の審査に付する。
- 地方事務所長は、震災法律援助申込書その他の資料により、業務方法書第83条の16第1項各号又は業務方法書第83条の17第1項各号に規定する事項の決定をするのに熟していると認めるときは、震災法律相談援助を省略し、震災法律相談申込案件を前項の審査に付することができる。
- 地方事務所長は、弁護士・司法書士等が震災法律援助開始決定を条件に震災代理援助の受任又は震災書類作成援助の受託を承諾している案件(以下「震災持込案件」という。)の申込みについて、当該弁護士・司法書士等から震災事件調書の提出があったときは、震災法律相談援助を省略し、第3項の審査に付することができる。
- 地方事務所長は、申込案件が既に震災代理援助等が行われた対象手続に関する案件であって、震災法律援助申込者が当該案件に関連する他の対象手続について震災代理援助等を希望しているときは、業務方法書第83条の31が読み替えて準用する業務方法書第46条第2項に規定する中間報告書若しくは同条第4項に規定する終結報告書又は業務方法書第47条第1項に規定する報告書の提出をもって当該震災代理援助等の申込みがあったものとみなすことができる。
- 地方事務所長は、第3項の規定にかかわらず、地方震災法律援助審査が特に困難な場合等、本部震災法律援助審査を適当と認めるときは、第一事業部長に当該震災法律援助申込案件又は震災持込案件を回付することができる。

(審査に関与した震災法律援助審査委員の選任禁止)

第26条 センターは、震災代理援助等に係る審査に関与した地方扶助審査委員及び本部震災法律援助審査委員を、業務方法書第83条の19に規定する震災法律援助受任者等となるべき者として選任してはならない。ただし、他に震災法律援助受任者等となるべき者を選任することが困難な場合は、この限りでない。

第27条 削除

(本部における簡易な案件等の決定)

第28条 第一事業部長は、次の各号に掲げる決定については、民事法律扶助課長その他第一事業部長の指定する本部の職員に判断を委任することができる。ただし、立担保が予定される

事件の援助開始決定及び立担保の決定については、この限りでない。

- (1) 地方事務所法律扶助審査細則（平成18年細則第11号）第3条に定める案件と同等の簡易な案件についての決定
- (2) 業務方法書第83条の16第1項第1号の決定のうち、立替金の総額が30万円以下の支出を伴うもの
- (3) 業務方法書第83条の27第1項又は第2項の震災法律援助終結決定のうち、総額30万円以下の支出を伴うもの
- (4) 業務方法書第83条の22第3項の決定のうち、総額50万円以下の支出を伴うもの

2 前項の規定に基づき決定した案件は、事後、速やかに、第一事業部長に報告しなければならない。

（調査又は鑑定費の支出基準）

第29条 震災代理援助等の申込みを審査するため調査又は鑑定（以下「調査等」という。）を
する必要があるときは、地方事務所長又は第一事業部長は、調査等に要する時間（相手方や
関係機関等からの事情聴取に要する時間を含む。）及び負担等に応じて、次に掲げる基準に
より調査費の額を定める。

- (1) 調査等に要する時間が2時間未満の場合 11,000円以上22,000円未満
- (2) 上記が2時間以上3時間未満の場合 22,000円以上33,000円未満
- (3) 上記が3時間以上の場合 33,000円以上55,000円以下

2 地方事務所長又は第一事業部長は、医療過誤事件等において長時間の調査等又は著しく特
殊若しくは専門的な能力を必要とするときは、前項の規定にかかわらず、165,000円を限度に
支出することができる。

（震災法律相談担当者の受任、受託）

第30条 震災法律相談担当者は、自らが震災法律相談援助を行った案件につき業務方法書第83
条の15第1号に規定する決定があったときは、震災法律援助受任者等となるよう努めるもの
とする。ただし、当該震災法律相談担当者が業務の繁忙その他の理由により当該案件を受任
し又は受託することができないときは、この限りでない。

（選任する弁護士・司法書士等）

第31条 センターが震災法律援助受任者等となるべき者を選任するときは、原則として、申込
みを受けた地方事務所の所在地に対応し、弁護士及び隣接専門職者が必ず加入しなければな
らない団体（ただし、該当する強制加入団体がない場合はこの限りでない。）に所属する弁
護士・司法書士等から選任するものとする。ただし、事件の特徴、同種被害の地理的な広範
性、裁判外紛争解決機関との近接性、事件の迅速な処理を図る観点、緊急性その他特別の事
情のある場合は、この限りでない。

第5章 震災法律援助開始に関する決定等

（民事法律扶助の援助開始決定との関係）

第32条 センターは、既に民事法律扶助の代理援助又は書類等作成援助を開始している手続に

については、当該援助の終結決定をしない限り、震災代理援助等の震災法律援助開始決定をすることができない。

(他の地方事務所への移送手続)

第33条 業務方法書第83条の31が読み替えて準用する業務方法書第41条第2項の規定による他の地方事務所への援助案件の移送手続については、この条の定めるところによる。

2 震災法律援助開始決定がなされた案件につき、当該震災法律援助案件の申込みを受け付けた地方事務所（以下「移送事務所」という。）がこれを移送をしようとするときは、あらかじめ、当該震災法律援助案件の移送を受ける地方事務所長の所属する地方事務所（以下「被移送事務所」という。）と協議しなければならない。

3 移送事務所は、援助案件の移送をするときは、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 震災法律援助申込書
- (2) 震災事件調書
- (3) その他事件の準備及び遂行に必要な書類

(震災法律援助開始決定の内容の変更)

第34条 センターは、業務方法書第83条の18第1項又は3項の規定により震災法律援助開始決定又はその後の決定において定めた事項を変更する旨の決定をし、同条第5項の規定により震災法律援助受任者等に対し既にセンターが震災法律援助受任者等に交付した金銭につき返還を求めるべき額及び支払方法を決定したときは、その理由を付して震災法律援助被援助者に通知する。

(端数処理)

第35条 業務方法書別表5震災立替基準の報酬金欄において、一定の割合を乗じて金額を算出すべきものと定められている場合に、算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

2 前項の規定は、第38条、第39条及び第40条の規定によって報酬金を定める場合について、これを準用する。

(高額な立替金の支出に関する本部との協議)

第36条 地方事務所長が決定しようとする立替金（保証金を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、本部と協議しなければならない。

- (1) 一時に決定する立替金の総額が50万円を超えるとき
- (2) これから決定しようとする立替金と、その時点までに既に発生している立替金の残額の合計が80万円を超えるとき

(不動産を取得した場合の報酬金の立替えの限度額)

第37条 事件の結果、不動産を取得した利益に基づき決定される報酬金（出廷回数加算その他の報酬金加算分を除く。以下この条において同じ。）のうち、センターが立て替える報酬金の限度額を110万円とする。この場合において、決定される報酬金の額のうち、55万円までの部分はセンターが全額を立て替え、55万円を超える部分（報酬金の額から55万円を差し引い

た額)はセンターがその超える部分の2割までの額を立て替える。

(交通事故損害賠償請求事件における保険金の給付を得た場合の報酬金)

第38条 交通事故損害賠償請求事件で、次の各号に掲げる場合における報酬金は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自賠責保険への簡易な請求手続により保険金の給付を受けた場合、給付額(震災法律援助開始決定前に既に給付されたものを除く。以下この条において同じ。)の2パーセント相当額(消費税別)とする。
- (2) 任意保険への簡易な請求手続により保険金の給付を受けた場合、給付額の3パーセント相当額(消費税別)とする。

(労災事故損害賠償請求事件における労災保険金の給付を得た場合の報酬金)

第39条 労災事故損害賠償請求事件に附随して、労働者災害補償保険への簡易な請求手続により保険金の給付を受けたときは、前条第1号の規定を準用する。この場合において、給付金が年金で支給される場合には7年分の年金額をもって給付額とする。

(多重債務事件に関連して過払金返還請求事件を受任する場合の特則)

第40条 震災代理援助の援助開始決定をした任意整理事件、自己破産事件及び民事再生事件に関連して、震災法律援助被援助者の債権者に対する過払金の不当利得返還請求につき、震災法律援助被援助者との協議により震災法律援助受任者がこれを受任する場合、不当利得返還請求事件として着手金及び実費(追加支出することができるものを除く。)を支出しない。ただし、不当利得返還請求訴訟を提起する場合の民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)第3条第2項に定める申立ての手数料に相当する実費については、第45条第2項第1号及び第7号の規定にかかわらず、その全額を追加支出することができる。

2 震災書類作成援助の開始決定をした自己破産事件及び民事再生事件に関連して、震災法律援助被援助者の債権者に対する過払金の不当利得返還請求事件につき震災法律援助受託者がこれを受任する際に、センターが報酬及び費用を支出する場合には、前項の規定を準用する。この場合において、震災法律援助被援助者及び震災法律援助受託者は、過払金の不当利得返還請求につきセンター所定の追加震災代理援助契約を締結しなければならない。

3 前二項の不当利得返還請求において、当該震災法律援助受任者が案件を処理した結果、過払金が回収されたときは、業務方法書第83条の22による追加支出の手続に準じ、交渉による回収のときは回収額の15パーセント(消費税別)、訴訟による回収のときは回収額の20パーセント(消費税別)を報酬金として決定する。ただし、報酬金の額(消費税込)は、回収額に基づき業務方法書別表5の震災代理援助立替基準により算出される、不当利得返還請求事件の実費、着手金及び報酬金の合計額(消費税込)を上限とする。

(通訳料及び翻訳料)

第41条 通訳料及び翻訳料を立て替えて支出する場合の基準は、この条の定めるところによる。

(1) 通訳料

ア 通訳料の単価

通訳料は、各回の最初の1時間につき12,570円(交通費及び消費税を含む。)以内とし、30分増すごとに5,237円(消費税込)以内の金額を加算する。

イ 遠距離移動を伴う場合の通訳人の旅費

通訳を要する言語が希少言語である等、近隣における通訳人の確保が困難な場合であつて、通訳人が通訳を行うために通常の経路及び方法（自家用車の使用が通常の方法と認められる場合を含む。）を用い、住所地又は勤務地を出て目的地において必要な通訳を行った後に住所地又は勤務地に戻る場合（日本国内に限る。）に、旅行のために通常要すべき時間（公共交通機関の待ち合わせ時間を含む。）の合計が4時間を超えるときは、ウにかかわらず、第42条又は第43条に定めるところにより算定した長距離の移動部分に係る旅費を支出することができる。ただし、支出する場合には、あらかじめ、本部と協議しなければならない。

ウ 支出限度額

業務方法書別表5の1の（注）5の（7）に定める通訳料の支出限度額には、旅費を含むものとする。

(2) 翻訳料

翻訳料の単価は、原文A4版1枚につき4,713円（消費税込）以内とする。

（旅費、交通費—直線距離に基づく場合）

第42条 センターは、震災法律援助受任者が事件の処理のため事務所所在地から離れた地（日本国内に限る。以下「遠隔地」という。）に赴くことが必要かつ相当であると認められ、かつ、震災法律援助受任者が、通常の経路及び方法（自家用車の使用が通常の方法と認められる場合を含む。）を用い、事務所所在地を出て当該遠隔地において必要かつ相当な活動を行った後に震災法律援助受任者の事務所所在地に戻る場合に、旅行のために通常要すべき時間（公共交通機関の待ち合わせ時間を含む。）の合計が4時間を超えるとき又はその場合に現に支払う交通費の額（原則として長距離の移動部分に限る。）が5,000円を超えるときは、下記に定める基準により、震災代理援助立替基準に定める限度額の範囲内で、必要な旅費を立替え又は被援助者直接負担による追加支出をする旨を決定することができる。ただし、次条により、事務所所在地簡易裁判所と出張先簡易裁判所との間の一部の区間につき実費額による支出をするときは、その余の区間について直線距離に基づく旅費額の支出は行わないものとする。

記

震災法律援助受任者の事務所所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所（事務所所在地簡易裁判所）と、赴いた場所を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所（出張先簡易裁判所）との間の直線距離（1キロメートル未満の端数は切り捨てる。）を基準として、その距離が10キロメートルの範囲内にあるときは零とし、これらの間の距離が10キロメートル以上のときは、その距離に、下記表1の左欄に掲げる当該距離の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を乗じて得た額とする。

（表1）

左 欄	右 欄
10キロメートル以上100キロメートル未満	1キロメートルにつき 30円
100キロメートル以上301キロメートル未満	1キロメートルにつき 50円
301キロメートル以上	(1)301キロメートル未満の部分 1キロメートルにつき 50円 (2)301キロメートル以上の部分 1キロメートルにつき 40円

(旅費、交通費－実額積算による場合)

第43条 前条の規定にかかわらず、センターは、遠隔地に赴くことが必要かつ相当であると認められ、かつ、震災法律援助受任者が、通常の経路及び方法を用いて移動する場合であつて、領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え、E T C利用証明書明細、プリペイドカードの裏面に印字された利用明細等の文書が提出されたときは、震災代理援助立替基準に定める限度額の範囲内で、現に支払った交通費の額を立替え又は被援助者直接負担による追加支出をする旨を決定することができる。

(宿泊費)

第44条 センターは、遠隔地に赴くことが必要かつ相当であると認められ、かつ、震災法律援助受任者が、通常の経路及び方法を用い、事務所所在地を出て当該遠隔地において必要かつ相当な活動を行った後に震災法律援助受任者の事務所所在地に戻る場合に、旅行のために通常要すべき時間（公共交通機関の待ち合わせ時間を含む。）の合計が4時間を超えるとき又はその場合に現に支払う交通費の額（原則として長距離の移動部分に限る。）が5,000円を超えるときは、下記に定める基準により、震災代理援助立替基準に定める限度額の範囲内で、必要な宿泊費を立替え又は被援助者直接負担による追加支出をする旨を決定することができる。

記

宿泊費の額は、一夜当たり、宿泊地が、下記表2に定める甲地方である場合においては8,500円、乙地方である場合においては7,500円とする。

(表2)

甲地方	さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市
乙地方	甲地方以外の地域

(震災代理援助の追加支出の支出額)

第45条 業務方法書別表5の1の(注)5記載の項目(以下「追加支出項目」という。)のうち、(6)記録謄写料については、当該事件について通算した額が5,000円を超える部分についてのみ、追加支出をすることができるものとする。

2 追加支出項目の中で(9)その他実費に該当する実費については、これを以下の第1号から第8号までに区分し、各号毎に、これに該当する実費を当該事件について通算した額のうち当該各号に定める額を超える部分についてのみ、立替え又は震災法律援助被援助者直接負担による追加支出をすることができるものとする。ただし、立替えによる追加支出限度額は合計50万円とする。

- (1) 裁判所に納める郵券（郵券に代わる予納金を含む。）（申立てが民事訴訟費用等に関する法律第3条第2項に規定する特定申立てである場合には、別表3の左欄に掲げる申立ての区分に応じ、同表右欄に定める申立ての手数料の額） 6,400円
- (2) 戸籍謄抄本（除籍及び附票を含む。）、住民票（除票を含む。）及び外国人登録原票記載事項証明書 5,000円
- (3) 登記簿謄抄本、登記事項証明書、公図及び地積測量図等並びに固定資産税評価証明書 5,000円
- (4) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2に基づく照会手数料 5,000円
- (5) 通信費及び荷造運搬費 5,000円
- (6) 交通費のうち、第42条又は第43条に基づく支出の対象とならないもの 5,000円
- (7) 業務方法書別表5に定める申立ての手数料のうち、同表の実費等欄のうち備考欄において追加支出の対象とされていないもの 5,000円
- (8) 前各号に該当しないもの 5,000円

3 裁判所、裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）の実施機関又は行政庁に納める予納金（前項第1号に規定するものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、その全額を追加支出することができる。

4 国選被害者参加弁護士又は国選弁護人が、その選任に係る刑事事件に関する損害賠償命令事件につき震災法律援助受任者等となったときは、損害賠償命令事件のみの処理のために必要な実費が、追加支出の基礎となるものとする。

（震災書類作成援助の追加支出の支出額）

第46条 業務方法書別表5の2の（注）4及び5の規定に定める実費については、これを追加支出する場合、実費を次の各号に掲げるものに区分し、各号毎に、これに該当する実費を当該事件について通算した額のうち当該各号に定める額を超える部分についてのみ、震災法律援助被援助者直接負担による追加支出をすることができるものとする。

- (1) 裁判所に納める郵券（郵券に代わる予納金を含む。）（申立てが民事訴訟費用等に関する法律第3条第2項に規定する特定申立てである場合には、別表3の左欄に掲げる申立ての区分に応じ、同表右欄に定める申立ての手数料の額） 6,400円
- (2) 戸籍謄抄本（除籍及び附票を含む。）、住民票（除票を含む。）及び外国人登録原票記載事項証明書 3,000円
- (3) 登記簿謄抄本、登記事項証明書、公図及び地積測量図等並びに固定資産税評価証明書 3,000円
- (4) 弁護士法第23条の2に基づく照会手数料 5,000円
- (5) 通信費及び荷造運搬費 5,000円

- (6) 交通費のうち、第42条又は第43条に基づく支出の対象とならないもの 5,000円
- (7) 業務方法書別表5に定める申立ての手数料のうち、同表の実費等欄のうち備考欄において追加支出の対象とされていないもの 5,000円
- (8) 前各号に該当しないもの 5,000円
(追加支出限度額の適用単位)

第47条 追加支出項目の限度額は、震災法律援助被援助者の当該援助案件及びその関連事件における追加支出の合計額に適用する。ただし、センターは、特定の追加支出項目について、限度額を複数の事件における追加支出の合計額に適用することが著しく不相当であると認めるときは、センターは、当該追加支出項目につき、複数の事件における追加支出を合計しないで限度額を適用することができる。この場合の限度額は、援助案件ごとに適用しなければならない。

(自己破産事件の予納金)

第48条 センターは、震災法律援助被援助者が破産手続開始の決定日において生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合、業務方法書別表5の1の（注）7又は別表5の2の（注）7に該当する場合であって、同別表5の1（6）⑰又は別表5の2（7）に基づいて、裁判所の決定に基づく予納金を追加して支出する場合において、必要があると認めるときは、別表5の1の（注）5（5）又は別表5の2（7）の実費の備考欄に定める限度額に加え、官報公告のための費用として裁判所に予納を求められた金額をさらに支出することができる。

(震災代理援助における予納金の納付方法)

第49条 業務方法書第83条の4第4号に規定された震災代理援助においては、次の各号に掲げる予納金については、業務方法書第83条の31が準用する業務方法書第43条第2項の規定により、予納金を直接に納付しなければならない。

- (1) 生活保護法による保護を受けている者（以下「生活保護受給者」という。）の自己破産事件の予納金（同時廃止手続によるものを除く。）
- (2) 業務方法書別表5の1の（注）7に基づいて支出する予納金

(震災書類作成援助における予納金の納付方法)

第50条 業務方法書第83条の4第5号に規定された震災書類作成援助においては、次の各号に掲げる予納金については、業務方法書第83条の31が準用する業務方法書第43条第2項の規定により、予納金を直接に納付しなければならない。

- (1) 生活保護受給者の自己破産事件の予納金（同時廃止手続によるものを除く。）
- (2) 業務方法書別表5の2の（注）7に基づいて支出する予納金
- (3) 成年後見人等申立事件において、裁判所から鑑定費用として命じられた予納金

第51条 削除

(立替金の償還のための担保)

第52条 業務方法書第83条の31が準用する業務方法書第62条の規定により、センターが震災法律援助被援助者に担保の提供を求める場合の担保の提供については、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 震災法律援助の終結決定時の立替金残金が80万円を超え、かつ、震災法律援助被援助者が事件の結果不動産を取得したとき、当該不動産に立替金残金の支払を担保するため抵当権を設定する。ただし、震災法律援助の終結決定後3か月以内に、立替金残金全額が償還される見込みがある場合など、立替金の償還を確保するために担保の提供を求める必要性に乏しい事情がある場合は、この限りでない。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、センターが、立替金の償還を確保するために必要があると判断したとき、震災法律援助被援助者の所有する不動産に抵当権を設定し、又は震災法律援助被援助者に対し連帯保証人を立てるよう求めることができる。
- 2 前項各号の抵当権の設定及び保証契約の締結に必要な費用は、震災法律援助被援助者の負担とする。

第6章 震災個別契約等

(震災代理援助受任者等となるべき者の選任)

第53条 センターは、震災法律相談担当者を震災法律援助受任者又は震災法律援助受託者となるべき者として選任できないとき又はこれらの者の死亡、辞任、解任その他特別な事情の生じたときは、震災法律援助契約弁護士・司法書士等の中から震災法律援助受任者・受託者となるべき者を選任する。

- 2 センターは、持込案件については、当該案件の受任又は受託を承諾した弁護士・司法書士等が震災法律援助契約を締結していないときは、同契約を締結の上、当該弁護士・司法書士等を震災法律援助受任者又は受託者となるべき者として選任することができる。
- 3 センターは、前二項の規定により震災法律援助受任者又は震災法律援助受託者となるべき者を選任したときは、当該震災法律援助受任者、受託者となるべき者にその旨を通知する。

(震災個別契約の解除後の後任の選任)

第54条 前条第2項の規定は、業務方法書第83条の25第3号に掲げる場合で、震災法律援助被援助者が後任の震災法律援助受任者等となるべき者を指定してその選任を申し出たときについて準用する。

(震災個別契約解除等の後の処理)

第55条 センターは、業務方法書第83条の31が読み替えて準用する業務方法書第53条又は業務方法書第83条の25の規定により震災個別契約が終了したときは、終了の理由を付して震災法律援助被援助者（震災法律援助被援助者が死亡した場合の相続人を含む。以下この条において同じ。）及び震災法律援助受任者等に通知する。ただし、それらの者の住所が不明の場合は、この限りでない。

- 2 震災法律援助受任者は、前項の規定により震災代理援助の個別契約が終了したときは、速やかに、震災代理援助に係る事件が係属している裁判所、ADRの実施機関、行政庁、示談交渉事件においては相手方等に辞任届を提出し、かつ、震災法律援助被援助者に証拠資料を返還しなければならないものとする。ただし、証拠資料の返還については、震災法律援助被援助者の住所が不明の場合は、この限りでない。

3 震災法律援助受託者は、第1項の規定により震災書類作成援助の個別契約が終了したときは、速やかに、震災法律援助被援助者に証拠資料を返還しなければならないものとする。ただし、震災法律援助被援助者の住所が不明の場合は、この限りでない。

第7章 震災法律援助の終結、償還、償還の猶予及び償還の免除

(割賦償還の方法)

第56条 割賦償還についての手続は、以下に掲げるいずれかの書面を提出する方法による。

- (1) 自動払込利用申込書
- (2) 預金口座振替依頼書
- (3) 支払方法登録届

(援助開始決定の取消し及び契約終了に伴う立替費用の返還)

第57条 地方事務所長は、業務方法書第83条の20第2項及び第83条の26第1項第1号の規定により、援助開始決定の取消し又は個別契約の終了に伴い、震災法律援助受任者等に対し、既に交付した金銭につき、返還を求めべき額を決定するときは、別表2の基準に従うものとする。

(援助終結後の立替金の償還方法を定める際に被援助者に提出を求める資料等)

第57条の2 地方事務所長は、業務方法書第83条の31で準用する業務方法書第59条第1項に基づき被援助者から生活状況を聴取するに際し、その聴取の日が援助開始決定の日から起算して1年を超える場合又は被援助者若しくはその配偶者の収入、家賃、住宅ローン、医療費、教育費若しくはその他職業上やむを得ない出費等の負担に変動があると認められる場合は、被援助者に対し、その旨の疎明資料の提出を求めるものとする。ただし、償還期間が3年を超えない場合は、この限りでない。

(援助終結後の立替金の償還方法を定める際の基準)

第57条の3 地方事務所長は、業務方法書第83条の31で準用する業務方法書第59条第2項に基づき、終結決定において、立替金を月ごとに割賦で償還すべき旨を定める場合においては、その月額を5,000円以上とする。ただし、被援助者及びその配偶者の1か月の合計収入額(事件の相手方等から1か月又はこれより短い期間ごとに金銭等を得ることとなった場合は、その額を含む。)から、業務方法書別表1の第1の1で定める額に0.7を乗じた額、家賃、住宅ローン、医療費、教育費及びその他職業上やむを得ない出費等の負担を控除した金額(以下「可処分金額」という。)が零を下回る場合は、償還の難易を考慮して、5,000円を下回る額とすることができる。

2 地方事務所長は、前項の月額を定めるに当たり、立替金の償還期間が原則として3年を超えないものとされていること及び被援助者の可処分金額の5割を上限の目安とすることを考慮するものとする。

3 地方事務所長は、業務方法書第83条の31で準用する業務方法書第59条2項に基づき、終結決定において即時償還(地方事務所長が指定した期限までにその指定した方法により一括して支払う方式をいう。以下同じ。)を定めるに当たり、被援助者の可処分金額が零を下回る

場合においては、業務方法書第83条の31で準用する業務方法書第60条第2項に定める即時に立替金の全額の償還を求めることが相当でない事情に該当するものとし、当該下回る額に3を乗じた額又は被援助者が事件の相手方等から得た金銭等の100分の75に相当する額のいずれか低い方の額は、業務方法書第83条の31で準用する業務方法書第60条第1項に定める立替金の償還に充てるべき金額から差し引くことができる。

4 地方事務所長は、業務方法書第83条の31で準用する業務方法書第59条2項に基づき、終結決定において即時償還を定めるに当たり、被援助者が終結決定時より後に事件の相手方等から金銭等を得ることが予定されている場合（事件の相手方等から1か月又はこれより短い期間ごとに金銭等を取得することが予定されている場合を除く。）、当該金銭等のうち即時償還に充てるべき割合を定める。この場合においては、前項の規定を準用する。

（終結決定を変更する決定）

第58条 業務方法書第83条の31で準用する業務方法書第63条の3の規定による終結決定を変更する決定は、地方事務所長が、震災法律援助受任者若しくは震災法律援助受任者であった者又は震災法律援助被援助者若しくは震災法律援助被援助者であった者からの報告に基づき、当該援助案件及びその関連事件の終結決定の日又は当該援助案件及びその関連事件の立替金債権の消滅日のうち、いずれか遅い日から1年以内に同条第1項各号に掲げる事由があると認めた場合にすることができる。

（立替金が少額の場合の免除）

第59条 センターは、立替金の残額が7万円以下であり、かつ、従前の償還状況その他の事情にかんがみ、立替金の償還を免除することが相当であると認めるときは、業務方法書第83条の31が準用する業務方法書第66条第4号に該当するものとみなしてこれを免除することができる。

（準生活保護要件）

第60条 業務方法書第83条の31が準用する業務方法書第65条第1項第2号に規定する「前号に該当する者に準ずる程度に生計が困難」とは、震災法律援助被援助者が、次の各号の要件をいずれも満たすときをいうものとする。

- (1) 震災法律援助被援助者の収入（手取り月収額（賞与を含む）をいう。）にその配偶者の収入を加算した額が、代理援助及び書類等作成援助資力基準第1の1の一で定める額を70パーセントへと減じた上で同基準第1により定められる額以下であること（ただし、震災法律援助終結決定後においては、震災法律援助被援助者がその配偶者とは別に居住しており、かつ、その扶養を受けることができないときを除き、同基準第1の2の二はこれを適用しない。）。
- (2) 震災法律援助被援助者及びその配偶者が保有する不動産、預貯金その他の資産について、当該資産を償還に充てることのできない合理的事情があること。

（資力回復困難要件）

第61条 業務方法書第83条の31が準用する業務方法書第65条第1項第2号に規定する、震災法律援助被援助者が「将来にわたってその資力を回復する見込みに乏しいと認められるとき」には、特段の事情がない限り、震災法律援助被援助者に次の各号に掲げる事由が認められる

場合を含むものとする。

- (1) 65歳以上の高齢者
- (2) 重度又は中度の障害のある者として以下のいずれかに該当する者
 - ア 国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給を受けている者
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金の支給を受けている者
 - ウ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を受けた者のうち、その対象となった身体障害の障害等級が1級ないし7級に該当する者
 - エ 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち同手帳に1級ないし4級と記載されている者
 - オ 精神障害者福祉手帳の交付を受けている者のうち同手帳に1級ないし2級と記載されている者
- (3) 前号の障害のある者を扶養している者
- (4) 疾病により長期の療養を要するため、現に収入を得ておらず、かつ、今後1年程度の間、に労務に服することが見込めない者
- (5) 前各号に準ずる事由により、今後1ないし2年で、現在よりも生計が改善される見込みに乏しい者
(所定の申請書の提出に代わる申請方法等)

第61条の2 業務方法書第83条の31が準用する業務方法書第65条第2項ただし書に規定する「理事長が別に定める方法」は、センターの職員が申請を受理した旨の調書を作成し、センターに提出する方法とする。

- 2 業務方法書第83条の31が準用する業務方法書第65条第3項に規定する電磁的方法により申請をする被援助者は、次の各号に掲げる事項を、次項の被援助者の使用に係る電子計算機から入力して、申請をしなければならない。
 - (1) 業務方法書第83条の31が準用する業務方法書第65条第2項本文の規定による所定の申請書に記載すべきこととされている事項
 - (2) 業務方法書第83条の31が準用する業務方法書第65条第2項本文の規定による償還の免除を相当とする理由を証する書面をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）
- 3 業務方法書第83条の31が準用する業務方法書第65条第3項に規定する電磁的方法は、センターの使用に係る電子計算機と被援助者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて被援助者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該事項の内容を記録する方法とする。

第8章 その他

(業務方法書第83条の31が読み替えて準用する業務方法書第46条第5項の規定による提出方法)

第61条の3 業務方法書第83条の31が読み替えて準用する業務方法書第46条第5項に規定する電磁的方法は、送信者の使用に係る電子計算機とセンターの使用に係るファクシミリ装置とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法とする。

(受任者等に対する債権の取扱い)

第61条の4 業務方法書第83条の31で準用する業務方法書第66条第1号、第3号及び第5号並びに第68条の規定は、地方事務所長が業務方法書第83条の18第5項、第83条の20第2項、第83条の26第1項第1号及び業務方法書第83条の31で準用する業務方法書第49条第2項による決定をした場合に準用する。この場合において、業務方法書第83条の31で準用する業務方法書第66条(第2号及び第4号を除く。)及び第68条中、「被援助者」とあるのは「受任者等」と、「立替金」とあるのは「債権」と、「償還」とあるのは「返金」と読み替えるものとする。

(任意整理事件・特定調停事件における着手金等の基準額の減額)

第61条の5 業務方法書別表5の1(6)⑩に規定する任意整理事件・特定調停事件における実費等及び着手金の基準額(同表の1(6)⑩の実費等備考欄及び着手金備考欄第1項に基づき調整された金額を含む。)は、同表の(注)4の規定に基づいて減額する場合には、債権者数に応じ、以下の額とする。

債権者数1社	実費等10,000円	着手金33,000円
債権者数2社	実費等15,000円	着手金49,500円
債権者数3社	実費等20,000円	着手金66,000円
債権者数4社	実費等20,000円	着手金88,000円

2 任意整理事件において消滅時効の援用により対応する場合又は違法業者に対応する場合は、当該債権者1社につき0.5社(社数に端数が生じた場合は切り上げ)と計算した上で、債権者数に応じた基準額(前項を含む。)を適用する。

(平成23年東日本大震災の被災者のために設置した出張所における特則)

第62条 地方事務所長は、被災地出張所で震災法律相談援助を実施するため、震災法律相談担当者を指名して、被災地出張所に駐在させることができる(以下「被災地出張所震災法律相談担当者」という。)

2 被災地出張所における震災法律相談援助に係る法律相談は、被災地出張所震災法律相談担当者にこれを実施させる方法による。ただし、やむを得ない事由があるときは、それ以外の方法により震災法律相談援助を実施させることができる。

3 地方事務所長は、被災地出張所震災法律相談担当者に対し、被災地出張所に駐在させた時間に応じて、下記の基準によって、被災地出張所日当(消費税込)を支払うことができる。この場合、当該被災地出張所震災法律相談担当者に対し、第16条第1項及び第2項の規定に基づく法律相談費及び出張手当、第17条に基づく待機謝金及び民事法律扶助業務運営細則に基づく法律相談費、出張手当及び待機謝金又は被災地出張所日当を支払うことができない。

(1) 1時間以上 6,600円

(2) 1時間30分以上	9,900円
(3) 2時間以上	13,200円
(4) 2時間30分以上	16,500円
(5) 3時間以上	19,800円
(6) 3時間30分以上	23,100円
(7) 4時間以上	26,400円
(8) 4時間30分以上	29,700円
(9) 5時間以上	33,000円

4 第1項の規定によって被災地出張所法律相談担当者を被災地出張所に駐在させたときは、第42条、第43条に規定するところに準じて、被災地出張所法律相談担当者の事務所所在地から被災地出張所までの旅費を支払うことができる。

(文書の送付)

第63条 震災法律援助業務において、センターが申込者、被援助者又は震災法律援助契約弁護士・司法書士等その他の利害関係者（以下「利害関係者等」という。）に対して文書を送付するときは、氏名、住所その他利害関係者等がセンターに届け出た連絡先を送付先とし、郵便により行う。

2 センターは、利害関係者等の連絡先に変更があったことを知ったときは、前項の規定にかかわらず、その連絡先を送付先とすることができる。

3 前2項の場合において、普通通常郵便により発送した文書は、センターが利害関係者等に対して文書を発送した日の翌日から起算して5日を経過した日（その日が土曜、日曜、祝日又は国民の休日であるときは、その後の最初の平日）に、利害関係者等に到達したものとみなす。

4 第1項の規定にかかわらず、センターは、受任者等に対する決定書、報告の督促その他の事務連絡の文書の送付を、ファクシミリその他適宜の方法によってすることができる。この場合、センターの受任者等に対する通知は、送信日に受任者等に到達したものとみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成25年細則第3号）

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成25年細則第9号）

この細則は、平成25年10月1日から施行する。ただし、変更後の第15条第6項の規定については、平成26年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成26年細則第2号）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成27年細則第6号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成27年細則第14号）

この細則は、平成27年11月30日から施行する。ただし、変更後の第18条の2、第61条の4及び別表2（第57条関係）の規定については、平成28年1月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成29年細則第4号）

この細則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成30年細則第7号）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和元年細則第9号）

この細則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和2年細則第3号）

この細則は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和3年細則第2号）

この細則は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和3年細則第16号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和5年細則第12号）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和7年細則第22号）

この細則は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和8年細則第10号）

この細則は、令和8年5月21日から施行する。

別表 1 (第16条、第17条関係)

震災法律相談援助 費用等支出基準

1 法律相談費

震災法律相談 援助の形態	震災法律相談援助の内容	法律相談費 (消費税込)	備 考
(1) 件数単位で支 払うもの (件数制)	① 相談の結果、助言指導、関係機関の紹介等で終わったもの	5,500円	医療事件等の専門知見を要する事件に関する相談にて、1時間を超えたときは、11,000円とする。
	② 相談の結果、震災代理援助等が必要と判断されたもの	5,500円	多重債務案件(業務方法書別表5の任意整理事件・特定調停事件、自己破産事件及び民事再生手続に関する相談をいう。)については、相談時間及び 審査資料作成の有無にかかわらず、5,500円とする。
	ア 審査資料作成を含め、1時間未満で終わったもの		
イ 審査資料作成を含め、1時間以上を要したものの	11,000円		
(2) 時間単位で支 払うもの (時間制)	① 2時間以上	14,300円	
	② 2時間30分以上	17,600円	
	③ 3時間以上	22,000円	
	④ 4時間以上	26,400円	
	⑤ 5時間以上	29,700円	

(注) 1. 「相談時間」には、震災法律援助申込書(多重債務案件にあつては債務一覧表を含む。)を震災法律援助申込者が記入する時間、及び業務方法書第83条の9の要件該当性を確認するための時間を含まない。

2. 時間制の場合、以下の要件をいずれも満たすときは、5,500円の延長謝金を支払う。

(1) 相談の終了時刻が、相談予定終了時刻より30分を超えて延長されたこと。

(2) 相談時間(多重債務案件に係るものを除く。)の合計が、相談予定時間(多重債務案件に係るものを除く。)の合計より30分を超えて長時間であったこと。

2 出張手当

(1) 震災法律相談担当者の事務所から震災法律相談援助を実施する場所まで、通常の経路及び方法を用いて移動した場合に通常要する時間が往復90分以下のとき	5,500円
(2) (1)の時間が往復90分を超え180分以下のとき	11,000円
(3) (1)の時間が往復180分を超えるとき	16,500円

3 待機謝金

(1) 待機時間が1時間10分以下のとき	5,500円
(2) 待機時間が1時間10分を超えるとき	11,000円

別表 2 (第57条関係)

契約終了に伴い震災法律援助受任者等に対して金銭の返還を求める場合の基準

【震災代理援助】

事件の種別	手続の進行状況	立替金(基本実費+着手金)返還額
自己破産事件	申立書準備中	30~100% (受任通知を発送したにとどまった場合 80%、標準は60%)
	破産申立て済み	20%
	破産決定済み	返還不要~10%
	免責審尋済み	返還不要
民事再生事件	申立書等準備中	50~100% (受任通知を発送したにとどまった場合 80%、標準は60%)
	再生手続申立て済み	40%
	再生計画案提出済み	20%
	債権者の意見聴取手続済み	返還不要
任意整理事件	受任通知準備中	80~100%
	受任通知書発送済み	50~80%
	返済計画案提示済み	20~50%
	和解成立	返還不要
一般事件	訴状・申立書等準備中	60~100% (標準は80%)
	訴状等提出済み	50%
	審理中	返還不要~50%
	審理終了	返還不要

【震災書類作成援助】

事件の種別	手続の進行状況	立替金(基本実費+着手金)返還額
自己破産事件	申立書等準備中	20~100% (受託通知を発送したにとどまった場合 80%、標準は60%)
	破産申立て済み	10%
	破産決定済み	返還不要~10%
	免責審尋済み	返還不要
民事再生事件	申立書等準備中	30~100% (受託通知を発送したにとどまった場合

		80%、標準は60%)
	再生手続申立て済み	20%
	再生計画案提出済み	10%
	債権者の意見聴取手続済み	返還不要
一般事件	申立書等準備中	60～100%（標準は80%）
	申立書交付済み	返還不要

注1 基本実費とは、震災代理援助立替基準（業務方法書別表5の1）及び震災書類作成援助立替基準（同別表5の2）のうち、実費等の基準額欄又は実費の立替支出額欄内に記載されているものをいう。

注2 震災代理援助・震災書類作成援助ともに特段の事情があるときは、上記基準から返還額を増減することができる。

注3 基本実費以外の実費については、契約終了時までには支出が確定したものを除き、全額返還を求める。

注4 震災代理援助契約第10条に規定する事由が認められるときは、地方事務所長は、震災法律援助受任者への報酬金に相当する金銭を震災法律援助被援助者に支払わせる旨の決定をすることができる。

注5 示談交渉事件については、受任した旨の通知を発送するにとどまらず、当該紛争に関する被援助者の主張等を整理し、法的根拠を示して相手方に通知し、交渉が開始されたと評価できる場合において、「訴状等提出済み」に当たるものとする。

別表 3 (第45条、第46条関係)

項	左欄	右欄
1	訴え（反訴を除く。）の提起	2,500円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、1,400円）に相当する額。ただし、被告の数が2以上の場合にあっては、被告の数から1を減じた数に2,000円を乗じて得た額を加算した額に相当する額
2	控訴の提起（請求について判断をしなかった判決に対する控訴の提起を除く。）	1,900円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、800円）に相当する額
3	支払督促の申立て	2,700円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、2,500円）に相当する額

民事訴訟費用等に関する法律第3条第2項に定める特定申立てのうち、本表左欄に掲げる申立て以外の申立てについては、理事長が別に定める申立ての手数料の額とする。